

何のための 食料・農業・農村基本法の 見直しか？



鈴木宣弘

東京大学大学院 教授

すずき・のぶひろ／1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流科長、九州大学教授などを経て、2006年より現職。食料安全保障推進財団理事長。専門は農業経済学、国際貿易論。『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』（平凡社新書）、『協同組合と農業経済 共生システムの経済理論』（東京大学出版会）ほか著書多数。

農林水産省は食料・農業・農村基本法の検証部会で、農業施策の見直しをする方向を示した。食料自給率を高める抜本的な政策を打ち出すためだ、と誰もが考えたが違っていた。驚くべきことに、基本法の論点に食料自給率の向上の項目がないのである。食料安全保障の重要性を改めて確認したい。

■ 脆弱な日本の食料安全保障と深刻化する酪農・農業危機

日本の食料自給率は、生産資材の自給率の低さも考慮すると、38%どころか10%あるかないか、海外からの物流が停止したら、世界で最も餓死者が出る国との試算も出されているほど、我が国の食料安全保障は脆弱なのである。

今こそ、不測の事態に国民の命を守れるように、国内農業生産基盤を強化しないとイケないはずだが、逆に、国内農業は生産コストが急騰しているのに農産物の販売価格が上がらず、酪農などを中心に農家の廃業が激増している。早晩、子どもに牛乳を飲ませられないような食料安全保障上の深刻な事態になりかねない。

千葉県・北海道を中心に行われた全国107戸の酪農家に対する緊急調査では98%の酪農家が赤字に陥っている。中央酪農会議による調査でも85%の酪農家が赤字、60%が離農検討との結果である。

子どもの成長に不可欠な牛乳を供給する産業全体が丸ごと赤字という異常事態である。取引乳価はkg当たり10円引き上げられたが、酪農家の赤字幅は少なくとも約30円という事態では10円の値上げだけでは赤字が解消しない。2023年8月に、もう10円引き上げられることになったが、それでも、少なくとも10円の赤字が残る。

コメの場合も同じで、米価は下がっているのに、支出は増えるので、数年前までは10a当たりやっと3万円残っていたのが今はゼロ。つまり自分が働いている分の報酬は一切出なくなっている。

■ 必要なのは供給力削減でなく需要創出による前向きの需給調整

しかも、輸入が滞りつつある食料危機においてやるべきは、搾るな、15万円払うから牛を処分しろ、ではなく、政府が増産を促し、他国のように買い上げ、国内外の援助に活用する前向きの財政出動こそが、消費者も助け、在庫も減り、食料危機にも備え、生産者も救われる。

「米国の市場を奪う」との怒りを恐れ、それをせずに、強制的な減産が要請され、牛乳廃棄まで起きている。もうすぐ不足基調に転じ、増産しようとしても、子牛を育てて牛乳を搾れるようになるには何年もかかるから、絶対に間に合わない。

さらに、コメ77万トン、乳製品13.7万トンというウルグアイラウンド(UＲ)合意で定められたミニマム・アクセスやカレント・アクセスは低関税を適用する枠として決められた輸入枠で最低輸入義務とは国際条約のどこにも書いていないのに、日本だけが「国際約束だ」と言い張って輸入している。

輸入を減らせば、事態は一気に改善できるのに、それを頑としてやらない。しかも、円安もあり、日本の国産より輸入のほうが相対的に高くなり、入札しても不落が出るような状況なのに、他国に訴えられるリスクがあるとして、無駄に輸入を続け、国内農家には減産させている。米国に要請されたからとはいえ、国際約束でないのに訴えられる懸念とは意味不明である。



食料の安定供給を確保するために農業生産の増大が求められる(写真提供/JA菊池)

早急に実現すべき政策

1. 食料安全保障確立基礎支払い

欧米諸国は穀物や酪農の赤字(販売価格のコスト割れ)を政府が補填する仕組みを維持している。これは、「戸別所得補償制度」のような農家を助ける政策との位置づけでなく、国民の命を守る「食料安全保障確立基礎支払い」として位置づけ、導入すべきである。

例えば、現在、我が国において、コメ1俵1万2000円(生産コスト目標値)と9000円(概算金)との差額を主食米700万トンに補填するのに3500億円(10a当たり収量を10俵とすると3万円/10a)、全酪農家に生乳kg当たり10円補填する費用は750億円(1頭当たり乳量を1万kgとすると10万円/1頭)。

防衛費5年で43兆円にしてトマホークなどを買うなら食料に金をかけることこそ安全保障。再生可能エネルギー電気買取制度による22年度の買取総額は4.2兆円で面積当たり太陽光導入容量は世界1位になった。食料とエネルギーは安全保障の2本柱なのに農水省予算は総額でも2.3兆円。再エネ予算に比しても格段に少なすぎる。

2. コメ・乳製品の在庫を政府が買上げ、国内外の援助に回す出口対策の仕組みの導入

3. 義務ではないコメ・乳製品の輸入の停止

4. 所得に応じた食料購入カードの支給といった消費者支援制度の導入

5. 農家の資金返済を支援する無利子・無担保の長期融資などの拡充

6. 仏、加のようなコスト上昇を自動的に価格にスライドして上乗せしていく制度の検討

フランスは、労働者の賃金も、労働法に基づき、2%以上の物価上昇が生じたら自動的に引き上げられることになっているが、農産物の取引価格についても、農家のコスト上昇分を販売価格に反映する「自動改訂」を政策的に誘導する仕組みもできている(Egalim 2法による)。現在、基本法の目玉の一つのように議論されつつあるが、倒産しつつある農家を救うのに間に合わないことを認識する必要がある。

■ 食料安全保障のための予算措置を発動すべき

戦後の米国の占領政策により米国の余剰農産物の処分場として食料自給率を下げていくことを宿命づけられた我が国は、これまでも自給率目標を5年ごとに定

めても、一度もその実現のための工程表も予算も付いたことがなかった。今回も、この期に及んで、本気で自給率を上げるつもりはないことが明白になった。

したがって、今こそ、財務省により枠をはめられ、減らされ続けてきた農水省予算の異常さを認識しつつ、事態を抜本的に変えるには、基本法とは別に、「食料安全保障推進法」(仮称)を議員立法で早急に制定し、財務省の農水予算枠の縛りを打破して、数兆円規模の予算措置を農林水産業に発動すべきではないか。